

令和7年度第5回伊奈町上下水道審議会 次第

令和7年11月20日午後1時30分～

上下水道庁舎2階 第1議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事

- (1) 「伊奈町の適正な水道料金の設定について」(諮問)
に対する答申書(案)について
- (2) 「伊奈町の適正な下水道使用料の設定について」(諮問)
に対する答申書(案)について
- (3) 「社会資本整備総合計画事後評価」について

4 その他

5 閉 会

(案)

令和7年 月 日

伊奈町長 大 島 清 様

伊奈町上下水道審議会
会 長 清 水 弘

伊奈町の適正な水道料金の設定について（答申）

令和7年9月30日付け上水発第185号で諮問のあった件について、慎重に審議を重ねた結果を別添のとおり答申いたします。

答 申 書

伊奈町の適正な水道料金の設定について

伊奈町上下水道審議会

はじめに

水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」を目的として、町民生活や経済活動に欠かせない重要な社会資本の一つである水道施設を適切に維持管理し、安全安心な水道水を安定的に供給することが責務である。

伊奈町の水道事業は、昭和47年に事業認可され、昭和50年に供用を開始した。平成13年に水道料金の改定を行った以降は、料金を据え置いて経営を行っている。

しかしながら、長期的な給水人口の減少傾向や、節水機器の普及等により、水需要の減少に伴う給水収益の減少が予測される。物価・人件費の上昇等による水道施設運営・管理費の増加により、経営状況は厳しさを増している。

また、令和8年4月から埼玉県水道用水の値上げが決定されている。さらには、老朽化した水道管や浄水場等の水道施設の更新、頻発化する自然災害への対応として耐震化や洪水対策等を進めて行く必要もあり、多額の財源確保が求められる。

このような状況を踏まえ、令和7年9月30日に伊奈町長から本審議会に対して「伊奈町の適正な水道料金の設定について」の諮問を受けたところである。

将来にわたって水道事業の健全な経営を図り、持続可能で安定的な水道サービスを提供していくため、また、伊奈町水道事業ビジョンの基本理念に掲げた「未来につながずっと住みたいまちの水道」を達成するために、今後の水道料金制度のあり方について、4回にわたり慎重な審議を重ねた。その結果、次のとおり結論を得るに至ったので、ここに答申する。

1 水道事業の現状と水道料金改定の理由

町の水需要は、給水人口の減少や節水機器の普及等により減少傾向にある。また、給水世帯は微増となっているものの単身や少人数の世帯が増える等需要構造にも変化が生じ、料金単価の低い少量使用者の割合が増加しており、今後もこの傾向は続くと予測されている。町においては、配水量の8割以上を占める埼玉県営水道の料金が令和8年4月から値上げされること、また、水道施設の老朽化対策及び地震等の災害対策のため、建設改良費の増大が見込まれることから、費用の削減努力だけでは健全な経営が困難となることが予測される。

今後の給水人口や配水量、建設改良費等を推計し、令和6年3月に策定した経営戦略等を基に令和8年度以降の財政収支を精査し、財政計画のシミュレーションを行った。その結果、令和9年度以降、収益的収支において当年度純損失の発生が見込まれ、健全な経営の維持が困難であり、適正な水道料金の設定が不可欠であると判断するものである。

2 水道料金改定の算定期間

令和8年度～令和12年度までの5年間

水道料金については、水道法施行規則において、3年から5年ごとの見直しが規定されていることから、適切な時期に定期的な見直しを行うことを前提に、改定日を含む令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

3 平均改定率

15.0%

既存の水道施設を維持管理していくために必要な費用と水道施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充てられる「資産維持費」及び、支払利息を合計した金額を「総括原価」として算定する「総括原価方式」により定めるものとした。なお、算定期間内の給水に係る費用を料金収入だけで賄うことができる水準としたものである。

令和8年度以降の財政計画によると、算定期間中の総費用として約52.9億円必

要であり、現行料金水準で算定した料金収入では、令和１２年度までに約１．８億円の財源不足が生じるため、改定率は平均１５．０％が妥当であると判断した。この総費用に資産維持費等を加味した総括原価は約６４億円と算定した。

４ 改定の時期

令和８年１０月１日

町民への周知期間を十分に確保すること及びシステムの改修期間等を考慮し、令和８年１０月１日からとした。

５ 使用料体系の見直し

（１）基本料金と従量料金

水道事業は装置産業であり、費用の大部分は有収水量の多寡にかかわらず必要であるため、事業経営の安定性や負担の公平性を図る観点から、「基本料金」と「従量料金」からなる二部料金制を今後も継続していくこととした。

一方で、水需要の減少傾向が色濃くなっており、安定した町水道事業経営を行うために、令和７年２月に改定された「水道料金算定要領」に基づき、料金体系に占める基本料金の割合を高めることとした。

（２）基本水量制

基本水量は、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、その水量内で全ての使用者に対して最低限の生活用水を確保するために導入されたものである。近年では基本水量内の使用量の使用者が増えており、基本水量を超える使用者との負担の公平性を確保するため、基本水量を撤廃し、使用量に応じた料金並びに使用料体系とする事業体が増加しているところであるが、料金改定と同時に基本水量を廃止又は改定することは、使用者に大きな影響をもたらすことから、今回の改定では基本水量の継続をすることとした。

（３）逦増制料金

逦増制料金は、使用水量の少ない使用者には低額な単価設定を行う一方、大量使用者には割高な単価設定により多くの負担を求めるもので、多くの事業体で採用されている。

この制度は、水需要が右肩上がりで水資源が不足していた時代に使用水量の抑制を図るものであったが、水需要が減少傾向にある現在においては、需要の減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の回収ができなくなるおそれがある等、安定経営に資する料金体系ではなくなっている。

（４）水道料金改定案

適正な料金水準となるよう検討した結果、改定後の水道料金は別表のとおりとする。

6 付帯意見

- ・ 水道料金改定は、使用者への負担増を求めるものであることから、公営企業として、一層の経費の節減や業務効率化等経営の健全性を確保するための経営努力を今後も重ねるとともに、利用者サービスの向上に努められたい。
- ・ 水道料金の改定内容は、使用者への丁寧な情報の提供により相互理解を図るものとし、周知については、十分な期間を設け、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用する等、使用者の理解が得られるように努められたい。
- ・ 水道事業の健全な経営を持続するため、今後は３から５年間を目途として、経営戦略改定時に作成する長期の財政収支や社会情勢の変化等を適宜考慮し、使用料改定の必要性について定期的に検証されたい。
- ・ 低所得者への負担軽減対応が必要と判断する場合、所得の多寡を水量で判断できないことや、受益者負担が原理原則であることから、使用料体系ではなく、町その他の施策として支援を検討されたい。

おわりに

本審議会では、人口減少社会の到来による水需要の減少、老朽化の進行に伴う水道施設更新費用の増大、頻発化した大規模地震や線状降水帯の発生等の災害対策、物価・人件費・燃料費の高騰等水道事業を取り巻く様々な課題を踏まえ、今後の財政収支計画の妥当性等を審議した結果、安全安心な水道水の供給と将来にわたって安定した経営を行っていくためには、水道料金の改定を行い、受益者に応分の負担をいただくことはやむを得ないとの結論を得るに至った。

水道事業を取り巻く社会的な状況及び自然環境は常に変化していくことから、持続可能な事業運営を行っていくためには、水需要や更新需要を適切に見極めた上で、適正な料金のあり方について不断の検討が今後とも必要である。

この答申の趣旨を踏まえ、水道事業の健全経営に努めるとともに、安全かつ強靱な水道施設を次世代へ着実に引き継いでいくことを期待する。

別表 改定後の水道料金体系

水道料金改定案料金表

(税抜)

種 別	料率 口径	基本料金 (1月につき)		従量料金	
		基本 水量	料金	使用水量	料金 (1m ³ につき)
一 般 用	20mm以下	10m ³	1,800円	10m ³ を超え20m ³ までの分	120円
				20m ³ を超え30m ³ までの分	160円
				30m ³ を超え100m ³ までの分	250円
				100m ³ を超え200m ³ までの分	300円
				200m ³ を超え1,000m ³ までの分	350円
				1,000m ³ を超える分	380円
	25mm		4,000円	1m ³ から30m ³ までの分	160円
				30m ³ を超え100m ³ までの分	250円
				100m ³ を超え200m ³ までの分	300円
				200m ³ を超え1,000m ³ までの分	350円
				1,000m ³ を超える分	380円
	30mm		7,000円	1m ³ から200m ³ までの分	300円
	40mm		14,000円	200m ³ を超え1,000m ³ までの分	350円
				1,000m ³ を超える分	380円
	50mm		47,000円	1m ³ から1,000m ³ までの分	350円
	75mm		110,000円	1,000m ³ を超える分	380円
	100mm		202,000円	1m ³ につき	380円
	150mm		425,000円		
	200mm以上		759,000円		
	臨時用			1m ³ につき	380円

料金新旧比較表

(税抜)

種別	口径	基本料金(1月につき)				従量料金(1m ³ につき)			
		基本水量	現料金	新料金	増減	使用水量	現料金	新料金	増減
一般用	20mm 以下	10m ³	1,200円	1,800円	600円	11~20m ³	150円	120円	▲30円
						21~30m ³	170円	160円	▲10円
						31~100m ³	240円	250円	10円
						101~200m ³	300円	300円	0円
						201~1000m ³	340円	350円	10円
						1001m ³ ~	370円	380円	10円
	25mm		2,000円	4,000円	2,000円	1~30m ³	170円	160円	▲10円
						31~100m ³	240円	250円	10円
						101~200m ³	300円	300円	0円
						201~1000m ³	340円	350円	10円
						1001m ³ ~	370円	380円	10円
	30mm		3,300円	7,000円	3,700円	1~200m ³	300円	300円	0円
	40mm		6,000円	14,000円	8,000円	201~1000m ³	340円	350円	10円
						1001m ³ ~	370円	380円	10円
	50mm		9,000円	47,000円	38,000円	1~1000m ³	340円	350円	10円
	75mm		21,000円	110,000円	89,000円	1001m ³ ~	370円	380円	10円
	100mm		37,000円	202,000円	165,000円	1m ³ ~	370円	380円	10円
	150mm		84,000円	425,000円	341,000円				
	200mm 以上		150,000円	759,000円	609,000円				
	臨時用					1m ³ ~	370円	380円	10円